

林道東俣線通行許可について

1 申請にあたり

林道東俣線は、日常的に業務利用する者に対して必要最低限の安全管理措置を講じた道路を供用することを目的とした路線ですが、急峻な地形とぜい弱な地質による落石、崩土、路肩決壊等が発生しやすく危険箇所が多いこと、また、南アルプスユネスコエコパークの核心地域へ行くための主要な道路であり、自然環境を保全する必要があることから、「静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例」に基づき、通行できる車両を必要かつやむを得ない場合に限定しています。

そのため、観光、登山、釣り等を目的とした一般車両の通行は認めていません。

2 通行を認める事例

(1)次に掲げる業務のために通行するとき。

ア 林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業

イ 漁業

ウ 有害鳥獣の駆除

エ 林道の利用区域内の事業所、施設、設備等における業務(事業所等への物資の運搬、宿泊施設への送迎を含む。)

(2)治山事業、林道事業、砂防事業等を行うために通行するとき。

(3)国又は地方公共団体の職員等が、公務のために通行するとき。

(4)国又は地方公共団体から委託を受けて業務を実施するために通行するとき。

(5)電気通信事業者が、電気通信事業のために通行するとき。

(6)電気事業者が、電気事業のために通行するとき。

(7)報道機関が、取材のために通行するとき。

(8)林道の利用区域内の土地の地権者が、当該土地の管理のために通行するとき。

(9)次に掲げるときのうち、市長が必要があると認めるもの

ア 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画の施策を推進する事業、活動等のために通行するとき。

イ 山岳遭難の予防及びその対策等のために通行するとき。

ウ 自然、環境等の保護、調査、研究等のために通行するとき。

エ 学術研究のために通行するとき。

オ 学校の教育活動のために通行するとき。

カ 教育、教養等を目的とした写真、映像等の撮影のために通行するとき。

キ 業として写真又は映画を撮影するために通行するとき。

ク 地区の住民が慣習的な行事のために通行するとき。

(10)(1)から(9)までに掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。